

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
  - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一方所のみマークすること。
  - (2) 筆記用具はHBの黒鉛筆又は黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。  
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
  - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
  - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 携帯電話はアラームモードを解除のうえ、電源を切り、かばんにしまうこと。
- 8 電卓は使用しないこと。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

受験番号	氏名

問1 次の記述は、計量法第1条の目的に関する規定であるが、（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

この法律は、（ア）を定め、（イ）な計量の実施を確保し、もって（ウ）に寄与することを目的とする。

（ア） （イ） （ウ）

- |          |    |              |
|----------|----|--------------|
| 1 計量器の標準 | 適正 | 経済の発展及び學術の向上 |
| 2 計量器の標準 | 公正 | 経済の発展及び文化の向上 |
| 3 計量器の基準 | 正確 | 産業の振興及び文化の向上 |
| 4 計量の基準  | 公正 | 産業の振興及び學術の向上 |
| 5 計量の基準  | 適正 | 経済の発展及び文化の向上 |

問2 計量法の定義等に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 「取引」とは、有償に限って、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上であると業務外であるとを問わず、他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 2 計量法の適用に関して「証明」とみなされるものは、車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命に対する危険を防止することに限る計量であって政令で定めるものである。
- 3 「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、バケツやペットボトルも計量器である。
- 4 計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造は含まれない。
- 5 「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

問3 次の記述は、計量法第7条の計量単位の記号に関する規定であるが、(ア)に入る語句として、正しいものを一つ選べ。

第3条から前条までに規定する計量単位の記号であって、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、(ア)。

- 1 経済産業省令で定める
- 2 文部科学省令で定められた表記とする
- 3 国際標準化機構の定めるものに従う
- 4 メートル条約で定められた表記とする
- 5 慣例に従う

問4 物象の状態の量と法定計量単位の組合せとして、誤っているものを、次の中から一つ選べ。

[物象の状態の量]	[法定計量単位]
1 長さ	メートル、ミクロン
2 質量	キログラム、グラム、トン
3 温度	ケルビン、セルシウス度又は度
4 角度	ラジアン、度、秒、分
5 体積	立方メートル、リットル

問5 次のア～オに示す商品のうち、計量法第12条第1項の政令で定める商品(特定商品)の組合せとして、正しいものを、1～5の中から一つ選べ。

- ア 精米及び精麦
- イ 鶏卵
- ウ 調理食品
- エ 鯨肉
- オ 潤滑油

- 1 ア、イ、ウ
- 2 イ、ウ、エ
- 3 ウ、エ、オ
- 4 イ、エ、オ
- 5 ア、ウ、オ

問6 特定商品の販売に係る計量に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 特定物象量とは、特定商品ごとに計量法第12条第1項の政令で定める物象の状態の量をいい、長さ、質量、体積及び面積が定められている。
- 2 量目公差は、表示量が当該特定商品の真実の特定物象量を超えない場合についても定められている。
- 3 皮革の量目公差は、表示量が25平方デシメートル以上である場合について、表示量の3パーセント(伸び率が大きい皮革として経済産業省令で定めるものにあつては2パーセント)である。
- 4 皮革以外の特定商品については、表示量が5グラム未満又は5ミリリットル未満の場合、量目公差は適用されない。
- 5 量目公差は、輸入された特定商品に対しては適用されない。

問7 次の記述は、計量法第18条の使用方法等の制限に関する規定であるが、  
(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

特定の方法に従って使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなければ正確に計量をすることができない(ア)であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合でなければ、(イ)における(ウ)による計量に使用してはならない。

(ア) (イ) (ウ)

- |   |       |         |         |
|---|-------|---------|---------|
| 1 | 特定計量器 | 特定商品の販売 | 特定の計量単位 |
| 2 | 計量器   | 特定商品の販売 | 特定の計量単位 |
| 3 | 特定計量器 | 取引又は証明  | 法定計量単位  |
| 4 | 計量器   | 取引又は証明  | 法定計量単位  |
| 5 | 特定計量器 | 特定商品の販売 | 法定計量単位  |

問8 定期検査に関する次の記述のうち、誤っているものがいくつあるか、1～5の中から一つ選べ。

- ア 計量法第107条の計量証明の事業の登録を受けた者が計量上の証明(計量証明)に使用する特定計量器は、定期検査を受けなければならない。
- イ 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者(指定期検査機関)に、定期検査を行わせることができる。
- ウ 定期検査の合格条件の一つに、その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、がある。
- エ 定期検査の対象となる特定計量器に自動はかりがある。
- オ 定期検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付し、定期検査を行った年月を表示する。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問9 指定定期検査機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 都道府県知事又は特定市町村の長は、認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。
- 4 指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用い、かつ、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に定期検査を実施させなければならない。
- 5 指定定期検査機関は、業務規程を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

問10 計量法第50条第1項で規定する一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器でないものを、次の中から一つ選べ。

- 1 電力量計
- 2 照度計
- 3 ガスメーター
- 4 積算熱量計
- 5 水道メーター

問11 特定計量器の販売に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 政令で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、事業の区分に従い、あらかじめ、氏名又は名称等を、当該特定計量器の販売しようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 届出製造事業者又は届出修理事業者は、その届出に係る特定計量器であつてその者が製造又は修理したものの販売の事業を行おうとする場合であっても、その販売の事業の届出をしなければならない。
- 3 販売事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。
- 4 販売（輸出のための販売を除く。）の事業の届出が必要となる特定計量器は、非自動はかり（政令で定める特定計量器を除く。）、分銅及びおもりのみである。
- 5 販売事業者は、その届出に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

問12 特定計量器の型式の承認に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 有効期間のある特定計量器に付する表示には、その型式の有効期間満了の年を表示するものとする。
- 2 承認製造事業者の承認を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者は、型式の承認を受けることができない。
- 3 承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を販売するときは、製造技術基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りではない。
- 4 日本電気計器検定所は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が計量法第80条（承認製造事業者に係る基準適合義務）又は第82条（承認輸入事業者に係る基準適合義務）の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は輸入する特定計量器が製造技術基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 型式の承認は、7年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

問13 指定製造事業者に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者は、承認を受けた型式の特定計量器を製造する場合、経済産業省令で定める技術上の基準に適合したときは校正証明書を交付することができる。
- 2 指定製造事業者の指定の申請に当たっては、ISO 9001の認証を受けていなければならない。
- 3 指定製造事業者の指定の有効期間は、5年である。
- 4 指定製造事業者の指定を受けるためには、申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していなければならない。
- 5 国内において販売する目的で指定製造事業者によって製造された特定計量器の器差については、ロット検査とすることができる。

問14 基準器検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 基準器検査とは、検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査をいう。
- 2 基準器検査を行った計量器が、次の各号に適合するときは、合格とする。
  - 一 その構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
  - 二 その器差が経済産業省令で定める基準に適合すること。
- 3 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類ごとに経済産業省令で定められている。
- 4 基準器検査は、希望すれば誰でも申請により検査を受けることができる。
- 5 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査成績書をともにしなければならない。

問15 次のア～オのうち、計量法第106条第1項の政令で規定されている指定検定機関の指定の区分として、誤っているものがいくつあるか、1～5の中から一つ選べ。

- ア 振動レベル計
- イ 最大需要電力計
- ウ 抵抗体温計
- エ ユンケルス式流水型熱量計
- オ ボンベ型熱量計

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問16 計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人として、誤っているものを、次の中から一つ選べ。

- 1 独立行政法人物質・材料研究機構
- 2 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
- 3 独立行政法人産業技術総合研究所
- 4 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 5 独立行政法人国立環境研究所

問17 計量証明検査に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 特定市町村の長は、その指定する者（指定計量証明検査機関）に、計量証明検査を行わせることができる。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、計量証明検査を受ける必要はない。
- 3 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に型式承認の表示が付されているときは、その型式承認の表示を除去する。
- 4 計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付し、その証印には計量証明検査を行った年を表示する。
- 5 計量証明検査を受けるべき期間は、ボンベ型熱量計は5年、騒音計及び振動レベル計は3年、非自動はかりは2年、皮革面積計は1年である。

問18 認定特定計量証明事業者に関する次の記述のうち、誤っているものがいくつあるか、1～5の中から一つ選べ。

- ア 認定特定計量証明事業者は、認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- イ 認定特定計量証明事業者は、当該認定特定計量証明事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。
- ウ 認定特定計量証明事業者の認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- エ 経済産業大臣は、認定特定計量証明事業者が認定を受けるための要件である計量法第121条の2の各号のすべてに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- オ 認定特定計量証明事業者は、その認定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を特定計量証明認定機関に届け出なければならない。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問19 特定計量証明事業又は特定計量証明認定機関に関する次の記述のうち、正しいものがいくつあるか、1～5の中から一つ選べ。

- ア 特定計量証明事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は特定計量証明認定機関に申請して、その事業が計量法第121条の2の各号に適合している旨の認定を受けることができる。
- イ 特定計量証明事業の認定を受けるための要件の一つとして、事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること、がある。
- ウ 特定計量証明認定機関とは、その申請に基づき、指定の基準である計量法第121条の8の各号に適合していると認められ、経済産業大臣に指定された者をいう。
- エ 特定計量証明認定機関は、毎事業年度経過後三か月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。
- オ 特定計量証明認定機関は、認定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問20 次の記述は、計量法第122条第3項第1号の計量士の登録を受けることができない者に関する規定であるが、(ア)及び(イ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、(ア)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から(イ)を経過しない者

(ア) (イ)

- |      |    |
|------|----|
| 1 懲役 | 1年 |
| 2 禁固 | 2年 |
| 3 禁固 | 1年 |
| 4 罰金 | 2年 |
| 5 罰金 | 1年 |

問21 計量士に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、計量士が特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- 2 都道府県知事又は特定市町村の長が行う定期検査は、計量士が行う検査に代えることができる。
- 3 都道府県知事が行う検定は、計量士が行う検査に代えることができる。
- 4 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。
- 5 計量士国家試験に合格した者が、計量士として経済産業大臣の登録を受けるためには、計量行政審議会の認定は必要ではない。

問22 次の記述は、適正計量管理事業所に関するものであるが、(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する(ア)について計量士が行った(イ)の結果を記載し、これを(ウ)しなければならない。

(ア) (イ) (ウ)

- |         |    |    |
|---------|----|----|
| 1 計量器   | 証明 | 保存 |
| 2 特定計量器 | 検査 | 保存 |
| 3 計量器   | 証明 | 表示 |
| 4 特定計量器 | 検定 | 管理 |
| 5 計量器   | 検査 | 保存 |

問23 次の記述は、計量法第134条第1項の特定標準器等の指定に関する規定であるが、(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

(ア)は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する(イ)又はこれを現示する標準物質を(ウ)するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

(ア) (イ) (ウ)

- |          |     |    |
|----------|-----|----|
| 1 指定校正機関 | 標準器 | 校正 |
| 2 経済産業大臣 | 標準器 | 製造 |
| 3 経済産業大臣 | 計量器 | 校正 |
| 4 経済産業大臣 | 計量器 | 製造 |
| 5 指定校正機関 | 標準器 | 製造 |



問24 次の記述は、計量法第143条第2項に規定されている計量器の校正等の事業を行う者の登録に関する適合要件であるが、(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

- 一 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に(ア)段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。
- 二 国際標準化機構及び(イ)が定めた校正を行う機関に関する(ウ)に適合するものであること。

(ア)                      (イ)                      (ウ)

- |   |      |          |    |
|---|------|----------|----|
| 1 | 連鎖して | 国際電気標準会議 | 基準 |
| 2 | 連続して | 国際度量衡委員会 | 試験 |
| 3 | 連続して | 国際度量衡委員会 | 基準 |
| 4 | 連鎖して | 国際電気標準会議 | 試験 |
| 5 | 連鎖して | 国際度量衡委員会 | 基準 |

問25 計量法の雑則及び罰則に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者に対し、その業務に関し報告させることができる。
- 2 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。
- 3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間検査機関又は指定計量証明検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。
- 4 指定期間検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員が、計量法第147条第2項又は第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは50万円以下の罰金に処せられる。
- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、計量法第170条又は第172条から第175条までの違反行為をしたときは、行為者のみが罰せられる。